

**平成29年度第3回東京都高齢者保健福祉施策推進委員会**  
**介護給付適正化部会**  
**< 議事要旨 >**

日 時：平成30年3月6日（火曜日） 午後3時から午後5時まで

場 所：東京都庁第一本庁舎25階 116会議室

出席者：木村部会長、木本委員、堀委員、中山委員、森山委員、土田委員、高岡委員、  
宮部委員、大野委員、荒井委員、百瀬委員、寺田委員、馬場委員、矢作委員  
戸田委員

（小島委員、町田委員、田中委員は欠席）

議 題：（1）第7期東京都高齢者保健福祉計画における介護給付適正化について

（2）平成29年度における介護給付適正化の推進について

- ・平成29年度介護保険業務技術的助言の報告（介護給付適正化に関する部分）について
- ・平成29年度第2回東京都介護給付適正化推進研修会の実施状況について

（3）今後の介護給付適正化の推進に向けた保険者支援について

（4）ケアマネジメントの質の向上を図る取組について

（5）その他

議事内容：議題に沿って以下の議論が行われた。

（1）第7期東京都高齢者保健福祉計画における介護給付適正化について

（2）平成29年度における介護給付適正化の推進について

- ・第7期東京都高齢者保健福祉計画（介護保険事業支援計画を含む。）における介護給付適正化の趣旨や各適正化事業の基本的考え方、保険者に標準的に期待する目標等について、資料3-1から3-3を用いて事務局から説明。
- ・平成29年度介護保険業務技術的助言（介護給付適正化に関する部分）の報告及び平成29年度第2回東京都介護給付適正化推進研修会の実施状況について、資料4及び5、参考資料1を用いて事務局から説明。

<委員からの意見は特になし>

（3）今後の介護給付適正化の推進に向けた保険者支援について

（4）ケアマネジメントの質の向上を図る取組について

- ・平成30年度における介護給付適正化の推進に向けた保険者支援策（全体的な方向性及び縦覧点検・医療情報との突合の保険者との共同試行実施）について、資料6及び7、参考資料2を用いて事務局から説明。
- ・ケアマネジメントの質の向上を図る取組（ケアプラン点検研修会、ケアマネジメントの質の向上研修会及び専門家派遣事業）の29年度における実施状況及び30年度の実施スケジュールについて、資料8を用いて戸田委員から説明。

<委員による意見等>

(ケアプラン点検)

- ・ 介護支援専門員向けのケアマネジメントの質の向上研修会は、ぜひ継続していただきたい。また、点検に携わる保険者職員向けのケアプラン点検研修会について、いわゆる中級者向けの一步進んだ内容（リ・アセスメント支援シートをもとに、利用者の長期目標・短期目標を立て、必要なサービス量も考えていくなど）も取り扱っていただきたい。  
→（戸田委員）ケアプラン点検研修会について、30年度は従来の1回から2回に回数増としており、内容についても、第2回では第1回よりもステップアップした形での実施を検討している。
- ・ ケアマネジメントの質の向上研修会の規模や内容について、新任の介護支援専門員が増えたり、現任の介護支援専門員でもレベルの高い内容や個別性の高い内容の研修を求める声があったりする（一方で基本的な内容の継続を希望する声もある）中で、対応できることは対応していく必要がある。  
また、リ・アセスメント支援シートの活用事例が増やせると、保険者での研修や勉強会の際に一層役立つのではないか。
- ・ 法改正や介護報酬改定に関連して、例えば訪問介護における生活援助が多く位置付けられているケアプランに対する点検方法など、そうしたところに重点をおいた研修も行っていただきたい。
- ・ 居宅介護支援事業所の管理者について、今後、主任介護支援専門員という点が要件となってくるため、介護支援専門員に対する支援がこれまで以上に課題となってくるのではないか。特に、事業所の介護支援専門員が一人であったり、二人など少人数であったりする場合も実態としてあり、そうした事業所への支援も重要。また、単に主任介護支援専門員の数を増やせばいいということではなく、その質の担保も併せて行っていく必要がある。
- ・ 居宅介護支援事業所以外の居宅サービス事業所に実施指導等を行った際に、サービス内容に疑義が生じたケアプランがあった場合、そこを手掛かりにケアプラン点検に繋げることも考えられるのか。  
→（事務局）実際に実地指導から点検対象となる居宅介護支援事業所やケアプランを抽出している保険者は少ないが、国保連合会のケアプラン分析システムを活用して、特徴的な傾向を示している事業所を抽出し、そこから点検に結びつけるということを検討している保険者はある。
- ・ （上記に関連して）ケアプラン点検と実地指導とを介護支援専門員が混同してしまうようになると、ケアプラン点検の趣旨から外れてきてしまうほか、利用者の自立支援に資するプランではなく、点検や指導の対象とならないようなプランを作成する傾向が生まれる恐れもあるため、その点は引き続き留意しながら進める必要がある。

### (住宅改修・福祉用具点検)

- ・ 点検にあたってのリハビリ専門職等の活用について、利用者宅への訪問時又はその事前若しくは事後の確認時において、専門職から支援・助言がもらえるような体制を構築できないか、検討する必要があるのではないか。  
→ (事務局) 30年度以降、各保険者がどの程度専門職との関わりを構築できているか、継続的に把握しながら、何ができるか、検討させていただきたい。

### (縦覧点検・医療情報との突合)

- ・ 都の支援策である保険者との共同試行実施は、保険者ごとに個別に実施するのか、複数の保険者でまとめて実施するのか。また、実施しなかった保険者に対しても、実施結果の情報提供があるとよい。なお、帳票の確認にあたっては、算定要件と併せて運営基準などの根拠も併せて確認し、事業者の適切な指導に結びつけると良いのではないかと。

その他、共同試行実施の対象となっていない帳票についても、その内容や活用方法の概要について、説明の機会があるとよい。

- (事務局) 実際の帳票を確認するという点で、個人情報に関係もあるため、基本的には個別での実施を予定している(現時点での見込みは十数保険者程度で実施予定)。共同試行実施の対象外となっている帳票の説明については、今後、国保連合会と連携して検討していく。

- ・ 「軽度の要介護者にかかる福祉用具貸与品目一覧表」に関して、要介護認定の基本調査項目との突合によって貸与が認められる事案については、帳票の出力対象から除くような機能があると、確認がしやすいのではないかと。

また、該当する事案を介護支援専門員から保険者への事前の届出制としていた場合、突合の結果、未届であった(介護支援専門員が届出をしていなかった)ことによって、福祉用具貸与事業者が介護報酬を返還しなくてはならず、そうした点で調整が必要となる。届出が必要であることを介護支援専門員にしっかりと理解してもらうことも重要である。

- ・ 帳票の確認方法だけでなく、実際に過誤申立に結びつけるため、事業者への指導方法についても効果的な方法があれば情報提供をお願いしたい。

→ (事務局) 事業者の確認は書面で行う場面も多いと思われる。取組が進んでいる保険者ではどういった様式を用いているのか、適宜情報やノウハウの共有を図っていききたい。

### (介護給付費通知)

- ・ 各保険者が実際に使用している通知書の様式について、まとめて一覧にしたものがあると、より分かりやすい通知書の作成に向けて、他保険者でも活用しやすいのではないかと。

- ・ 通知書が利用者にどのように活用されているか、または活用していただくために、保険者でどのように工夫しているか、情報があれば提供していただきたい。

#### (給付実績の活用)

- ・ 帳票が数多くある中で、実際に過誤申立に結びつきやすい帳票とその活用方法について、特に情報提供をいただきたい。

#### (全体・その他)

- ・ 研修会における事例発表は今後も行っていたきたい。
- ・ 都が実施している技術的助言について、各事業をどういった点で進めるとよいか、という手段からの助言だけでなく、その結果、どういった結果に結びつくのか、という点でも助言をいただけると、保険者でも優先順位をつけて取り組んでいけるのではないか。
- ・ 介護保険制度における介護予防や自立支援という趣旨について、利用者の理解の促進や意識の啓発を進めることも重要。事業者、地域包括支援センター、行政が一体となって、継続して行っていたきたい。

#### (5) その他

- ・ 平成30年度介護報酬改定に関連して、東京都における訪問介護の生活援助の利用状況について、資料9-1及び9-2を用いて事務局から説明。

#### <委員による意見等>

- ・ 今回の改定により、一定回数を超える生活援助が位置づけられている場合に、当該ケアプランを介護支援専門員が保険者に提出することとなるが、利用者の自立支援に資する真に必要なサービスであるにもかかわらず、この提出を回避するために、必要以上にサービスを変更する又は減らすことが起こらないよう、改定の趣旨について、しっかりと説明して理解を得る必要がある。
- ・ 提出されたケアプランが適切かどうか、保険者において判断する際の基準が不明瞭である。必要な情報提供を求める様式を、保険者が別途作成する必要がある可能性もある。また、そうした点も含めて、保険者間で対応に差が生じてしまうと、一人の介護支援専門員が複数の区市町村に所在する利用者を受け持っている場合や、いわゆる住所地特例対象者の場合など、かえって介護支援専門員や利用者が混乱してしまうのではないか。  
→ (事務局) 引き続き情報を収集し、適宜提供させていただく。また、必要に応じて国への働きかけに努める。